

# 町県民税申告相談のお知らせ

令和7年度町県民税の申告相談が始まります。令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が申告の対象です。

裏面の申告相談日程をご覧ください、申告が必要な方は、指定された日（対象地区）に申告手続きをしてください。

なお、指定日時に申告できない場合、旧町村地区の期限内であれば申告相談が可能です。

## ○ 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、みなかみ町に住所があり、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・ 給与収入があり年末調整をしていない方や、給与のほかに収入があった方
- ・ 公的年金等の収入のみで、各種控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更または追加がある方
- ・ 営業、農業、不動産などの収入があった方
- ・ 収入がなく、控除対象配偶者または扶養親族となっていない方

**申告をしないと、国民健康保険税の軽減の判定要件から除外され減額できません。また、児童手当や障害年金の受給、及び各種補助金、公営住宅入居、国民年金の免除申請、融資などの手続きに必要な各種証明書の交付が受けられないことがあります。**

## ○ 申告が不要な方

- ・ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- ・ 公的年金等の収入のみで、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除など追加する項目がない方
- ・ 年末調整された給与収入のみで、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方

## ○ 申告に必要なもの

- ・ 源泉徴収票（給与所得者、公的年金受給者）
- ・ 収入を確認できる資料（収支内訳書、事業主の支払証明書、収入支出のわかる帳簿や領収書、通帳など）
- ・ 控除の種類に応じた領収書や証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等の支払証明書）
- ・ 障害者控除を受ける方はその手帳または証明書
- ・ マイナンバーカード、または通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・ 所得税が還付になる場合は、振込口座の確認できるもの

### ★★★ 申告相談におけるお願いと注意事項 ★★★

申告相談時間や待ち時間の短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■ **土地や株式等の譲渡所得、初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告**  
沼田税務署で申告をお願いします。沼田税務署 ☎22-2133（ダイヤルイン）

■ **営業、農業、不動産などの収入がある方**

各事業における収支内訳書（青色申告を除く）、領収書等（領収印があるもの）、不動産所得のある方は租税公課（固定資産税等）を集計・整理をし、会場へお持ちください。

■ **医療費控除を受ける方**

医療費通知、令和6年中に支払った医療費の領収書を、医療を受けた方・病院等ごとに集計し、会場へお持ちください。このうち生命保険や高額療養費などで補てんがあれば、その額が分かるものもお持ちください。医療費通知の記載事項とそれ以外の領収書より、「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成します。

問合せ先：税務会計課住民税係

役場代表 62-2111（内線473） 住民税係 直通 25-5007

# 令和7年度(令和6年分) 町県民税申告相談日程

月	地区	日	曜	前後	対象地区	会場	相談時間
2月	新治地区	17	月	午前	永井・吹路・相俣	新治農村環境改善センター (湯宿温泉 2272-49)	9:00~16:00
				午後	猿ヶ京		
		18	火	午前	赤谷・浅地・恋越		
				午後	須川・谷地・東峰・坂下		
		19	水	午前	塩原・入須川		
				午後	笠原・師田・茅原・十二河原		
		20	木	午前	新巻		
				午後	今宿・下新田・湯宿		
21	金	午前	布施(布施宿・箕輪)				
		午後	布施(上記以外の地区)				
25	火	終日	上羽場・下羽場	※新治地区内に住所がある方は、指定日以外の来場も可能です。ただし、混雑を避けるため出来るだけ指定日での来場をお願いします。	9:00~14:00		
2月	水上地区	26	水	終日	藤原上・藤原中・藤原下	水上公民館 (湯原441)	10:00~15:00
				27	木		午前
		午後	粟沢・綱子・幸知・湯桧曾・谷川				
		28	金	午前	湯原		
				午後	川上・阿能川		
3月	3	月	午前	高日向・寺間	※水上地区内に住所がある方は、指定日以外の来場も可能です。ただし、混雑を避けるため出来るだけ指定日での来場をお願いします。	9:00~16:00	
			午後	小日向・小仁田			
3月	月夜野地区	4	火	午前	真政	中央公民館 (後閑321-1)	9:00~16:00
				午後	南区・竹改戸・小川島		
		5	水	午前	師		
				午後	下区・上区		
		6	木	午前	下牧		
				午後	中村		
		7	金	午前	町組(1~7組)		
				午後	町組(8~14組)		
		10	月	午前	上牧・大沼・奈女沢		
				午後	上組・小川・大峰		
		11	火	午前	淵尻・和名中・小和知・下石倉・上石倉		
				午後	後閑(駅一・駅二・上入一組・上河原)		
	12	水	午前	後閑(中村・下村・岩瀬・稗田・坂上・貝久保)			
午後			後閑(上入二組・下入・新道)				
全町	13	木	終日	全町(申告できなかった方) ※申告相談最終日は、大変混み合います。 早めの申告をお願いします。	中央公民館 (後閑321-1)	9:00~16:00	
	14	金					
	17	月					

■ 申告相談受付の期間中は、本庁及び各支所の窓口での申告相談はできません。